

児童相談所テレワークシステム導入・運用業務委託仕様書(案)

埼玉県(甲)が受託者(乙)に委託する業務内容は、次のとおりとする。

1 契約期間

令和8年1月5日から令和8年3月31日まで

2 業務の目的

現在県職員が利用できるテレワーク環境はインターネット回線のみであり、LGWAN回線を使用した業務が多い児童相談所職員はテレワークの実施が出来ない環境にある。児童相談所職員の多様な働き方を実現するため、セキュリティが確保された方法でLGWAN端末でのテレワークが可能な環境を整備する。

3 業務の概要

(1)システムの概要

職員用のインターネット端末から、インターネットを介して、セキュリティ上安全に府内LGWANネットワークに接続できる環境を準備する。

(2)システム利用環境

J-LIS(地方公共団体情報システム機構)で定める、LGWAN-ASPサービスコードを取得しているクラウドサービスで接続環境を提供する。

(3)システム利用数

県内8か所の児童相談所からの各5名に加え、こども安全課から1名の計41名が同時にリモート接続を利用できる環境を整備すること。

4 スケジュール

令和8年1月26日までにシステムの利用を開始すること。

5 納入成果物

(1)成果物

以下の成果物を納入すること。

・会議議事録

・操作マニュアル

(2)納入方法

納入書類は原則として、Microsoft Officeを使用して作成した電子媒体を納入すること。

(3)納入場所

埼玉県福祉部こども安全課

6 システム必須機能・条件

次の仕様を満たすサービスを提供すること。

- (1) LGWAN—ASPで提供されるサービスであること
- (2) Windows、MAC、iOS、Androidに対応したデスクトップアプリで利用できること
- (3) 画面転送によりインターネット側端末(接続元)からLGWAN側端末(接続先)をリモート操作する方式であること
- (4) 設定により最大30フレーム/秒の画像転送が可能であること
- (5) 暗号化(SSL/TLS、AES256)により通信を保護していること
- (6) サービス利用時の認証方法についてワンタイムパスワードによる多要素認証に対応していること
- (7) 管理画面がLGWAN・インターネット側双方からアクセスできること。また、管理多面へのログイン機能(ID・パスワード)があること
- (8) サービス利用者の接続状況が記録され、管理者がリモートアクセスした端末のアクセス記録を容易に確認できる画面やリスト等があること
- (9) ユーザーIDごとに、接続が可能なLGWAN側端末を制限できること
- (10) LGWAN側とインターネット側の直接の通信を遮断でき、インターネット側端末に画面転送で接続したデータが保存されない仕組みとすること
- (11) 画面転送により接続したデータ等をインターネット側端末にコピーできないようにすること
- (12) 画面撮影抑制機能(電子透かし)の機能を有すること
- (13) リモートでの接続中、LGWAN側端末の画面非表示及びキーボード・マウスロックの機能を有すること

7 信頼性

- ・24時間365日のサービス提供を基本とし、定期メンテナンス等でシステムを停止する必要がある場合は、原則として2週間前までに、通知を行うこと。また、停止時間帯については、可能な限り業務時間外を設定すること。ただし、LGWANにおけるメンテナンス時は除く。
- ・開庁日の定時時間(月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後6時15分)において、システム稼働率を最大限に高め、システム利用に支障が出ないように努めること。基本的にメンテナンスは開庁日の定時時間外を割り当てる。ただし、必要なメンテナンスや受託者の責めに帰すべき事由以外で稼働が停止した場合はこの限りではない。
- ・障害発生時は、速やかに復旧させること。また、その状況や復旧の見込み等について、本県に隨時、通知すること。

8 運用支援

- (1) システムの操作や運用等に係るマニュアル一式を県に提供すること。
- (2) システム導入時にユーザー登録の支援を実施すること。
- (3) システムの利用等に係る問合せ対応を行うこと。電話での対応時間は、土日祝及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く平時9時から17時までを基本とし、メールでの受付は24時間365日とすること。
- (4) 運用支援及び保守の過程で、ドキュメントの修正が必要となった場合は、対象のドキュメントを修正し、履歴を管理した上で最新の状態に維持すること。

(5) 利用 ID ごとの接続時間等の利用状況報告を毎月作成し、提出すること。

9 その他

- ・業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めがない事項については、受託者は本件と協議し、指示を受けること。
- ・本業務の実施に当たって要する費用はすべて受託者の負担とすること。